

## 公益財団法人医療機器センター公的研究費運営・管理に関する行動規範

(平成27年3月1日 策定)

公益財団法人医療機器センター公的研究費運営・管理規程第6条に掲げる構成員（公的研究費の運営・管理に関わる公益財団法人医療機器センターの役職員）の行動規範を次のとおり定める。

構成員は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 構成員は、公的研究費が財団の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に執行しなければならない。
2. 構成員は、公的研究費の執行に当たり、関係する法令・通知及び財団が定める規程等、並びに事務処理手続き及びルールを遵守しなければならない。
3. 構成員は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な執行に努めなければならない。また、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 構成員は、公的研究費の執行に当たり取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 構成員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及びルールの理解に努めなければならない。